

2021 年 12 月 3 日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I．国際原則または政府の指針に適合する投融資

1．グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記（1）の基準については、融資商品のフレームワークに外部評価を受ける予定です。そのフレームワークに則って「資金使途確認」や「資金管理」、「環境改善目標やその影響の確認」などの適合性を、法人融資の所管である法人企画部にて確認することとしています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記（1）の基準については、融資商品のフレームワークに外部評価を受ける予定です。そのフレームワークに則って「持続可能な社会の実現に向けた自社の戦略」や「野心的なSPTsの設定」、「SPTsの達成状況確認とインセンティブの付与」などの適合性を、銀行とは別のグループ会社にて確認することとしています。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
（国際資本市場協会）
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針
（金融庁、経済産業省、環境省）
・グリーンローン原則（ローンマーケット協会）
・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会）
・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）
・グリーンボンドガイドライン（環境省）
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記（１）の基準については、個別案件毎に外部機関による評価を実施します。
- ・当行では、外部評価を受けているトランジション・ボンドに投資しております。

Ⅱ．Ⅰ．に準じる投融資

１．類型その１

（１）対象投融資の基準

当行では、Ⅰ．に準じる投融資として、次に掲げる当行（庫・社）独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

① 以下を全て充足する融資

- ・資金使途が「グリーンローン原則」（ローンマーケット協会）やグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）等に定めるグリーンプロジェクト等に該当すること
- ・環境アセスメントやレポート等による環境に対する評価を実施していること、または環境に関するコベナント条項を融資契約等に付与していること

（２）上記（１）の基準の策定および（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記（１）の基準については、審査所管部や法人企画部、個別案件組成に関わる法人営業部による確認を実施することとしています。

以　　上